

いじめ防止基本方針

平成 30 年 7 月

富士市立吉原第一中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そのため、日頃から「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、全ての教職員が未然防止に取り組んでいく必要があります。また、いじめを発見した際には、校長のリーダーシップの下、「いじめを絶対に許さない」という強い意志で、計画的・組織的にいじめ問題に取り組んでいくことが重要です。

本校では、平成29年5月に富士市教育委員会が作成した教職員研修資料「いじめの認知といじめ問題への取組」を活用し、「いじめの定義」や「いじめ防止対策推進法」について全教職員で確認して参りました。

今年度は、平成30年5月に改定された「富士市いじめ問題対応ガイドライン（富士市教育委員会作成）」を、生徒の実態や本校の特色に合わせた「いじめ防止基本方針」に修正し、いじめ問題について迅速で丁寧な対応ができるよう努めていきたいと考えております。

目 次

- 1 いじめ問題対応における基本的な考え方
 - (1) いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
 - (2) いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
 - (3) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ p. 5
- 2 学校における組織的な対応について
 - (1) いじめ問題に取り組む体制の整備・・・・・・・・ p. 5
 - (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ・・・・ p. 6
 - (3) 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・ p. 8
 - (4) 教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・ p. 10
- 3 未然防止
 - (1) 未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・ p. 10
 - (2) 保護者や地域への働きかけ・・・・・・・・・・・・ p. 11
- 4 早期発見
 - (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・・ p. 12
 - (2) 早期発見のための手立て・・・・・・・・・・・・ p. 12
 - (3) 相談しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・ p. 13
- 5 早期対応
 - (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ・・・・・・・・ p. 14
 - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・・・ p. 14
 - (3) いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・・・・・ p. 15
- 6 ネット上のいじめへの対応
 - (1) ネット上のいじめとは・・・・・・・・・・・・ p. 17
 - (2) 未然防止・・・・・・・・・・・・ p. 17
 - (3) 早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・ p. 18
- 7 いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 19

1 いじめ問題対応における基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条 第1項（平成25年9月28日施行）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、以下の4つの要素が含まれている。

- ① 行為をした者も、行為の対象になった者も、児童生徒であること
- ② 両者には、一定の人的関係が存在すること
- ③ 心理的又は物理的な影響を与える行為であること
- ④ 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

さらに平成29年には、「いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）していれば、いじめは解消していると考えてもよい」という文言を打ち出し、いじめの定義が見直された。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立って考えることが大切である。「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの生徒の様子、その場の状況等をしっかりと確認することも必要である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命また心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった生徒は1割程度、いじめた経験を全く持たなかった生徒も1割程度であった。このことから、多くの生徒が入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめた・いじめられたという両者の立場の関係だけでなく、学級や部活動等に所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として見て見ぬふりをして関わらない生徒がいたりすることにも留意する。

(3) 基本的な考え方

不登校等の不適応行動の背景には、必ず複合的な要因・事情・出来事があると推測され、複数の要因等の積み重なりによって「最後の藁一本」のことわざのように、他者から見れば些細に思われるような出来事であったとしても、当事者にとっては決定的なダメージをもたらす出来事として経験されてしまう恐れがある。

児童生徒の理解についても、その時々個々の事象を単独で考えるだけでは不十分であり、時系列の中で個々の事象が蓄積されていくことによって児童生徒はどのような経験を重ねていたのか、個々の事象が単独で持つと予想される影響力は一見小さなものであったとしても、それらが積み重なっていくことにより、児童生徒にもたらされる負荷が個々の影響力の総和をはるかに上回る相乗的なものになる可能性について、最大限の想像力を働かせなければならない。これは、児童生徒理解という「見立て」として必要であるのみならず、児童生徒が相乗的な負荷に苦痛を感じているということへの共感的な理解を周囲の関係者が示すという「手立て」としての意味を併せ持つものと考えたい。

※いじめ防止に向けた今後の対策に関する提言（抜粋）

2 学校における組織的な対応について

現在各学校では、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められている。これまでは経験豊かな学級担任や専門的な知識をもった担当者が一人で対応できたものもあったが、今はそれが難しい時代となってきている。だからこそ、学校として組織的に対応していくことが重要となる。

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組む。
- ・本校の「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で対応していく。

① 学校いじめ対策組織の設置について

- 学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応し、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにする。また、複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対処ができる。
- 構成員は、事案に応じて柔軟に対応する。
 - ＜通常時＞
校長、教頭、生徒指導担当を中心に、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等
 - ＜緊急時＞
必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、PTA代表等の第三者的立場の方 等

- 会議は年間計画に基づいて定期的に行われ、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。
- 以下のような場合、緊急に会議を開く。
 - ・ いじめの情報が来たとき
 - ・ いじめの疑いや、いじめにつながる可能性があるとき
 - ・ 生徒、または保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき
- いじめ重大事態の疑いがある場合は、「重大事態への対応」(p. 8)に沿って適切に対応する。

②年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のため、学校全体で組織的・計画的に取り組む。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付ける。

- 年間計画に位置付ける、いじめ防止のための取組

いじめ対策委員会：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。(月1回)

職員会議：年度初めに、「いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」を確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。年度途中には、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

教育相談：年3回実施。いじめやいじめの疑いがある場合は、いじめ対策委員会に報告し、組織で対応する。

いじめアンケート：毎月実施。また、いじめやいじめの疑いがある場合には、臨時に実施する。実施したアンケートは卒業後3年間保存する。

校内研修：SSW、SC等の専門家を入れた研修を実施。

子育て講演会：SC等による講演(子どもへの接し方等)を実施。

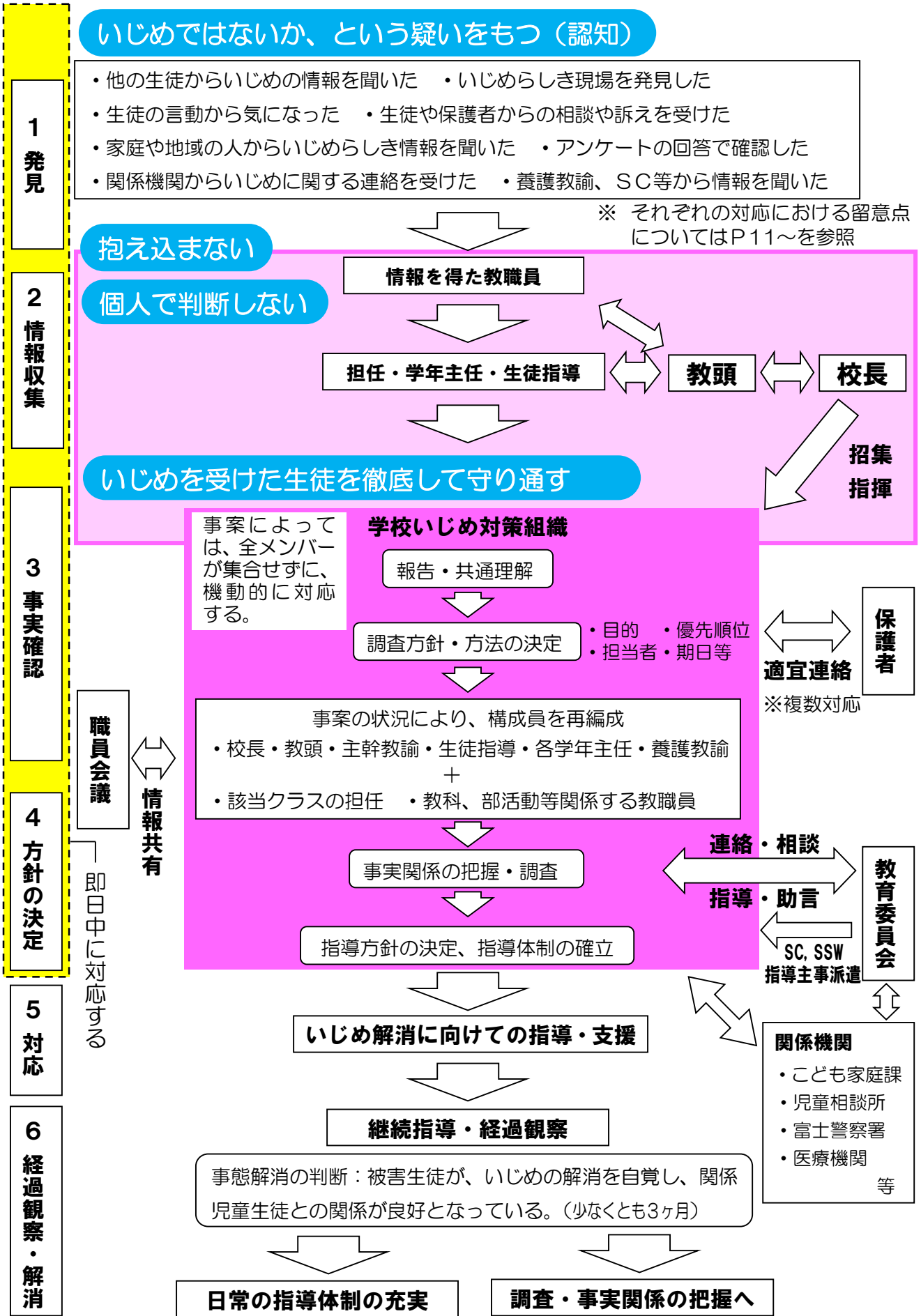
Q-U：中学1年生を対象に実施し、結果を有効に活用する。

(2)いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

・ いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。

- いじめを訴えた生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。そのことが再発防止につながるるとともに、新たな事実が明らかになる可能性もある。

組織的対応（例）



(3) 重大事態への対応

- ・「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告する。

①いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときは、重大事態と判断し、調査・報告する。

- ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、教育委員会と連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告する。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・いじめ対策委員会に、指導主事、SSW、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校は、重大事態の調査を積極的に行う。

いじめを受けた生徒及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

主体となった組織が行う。

教育委員会が行う。

学校と教育委員会が連携して行う。

(4) 教育委員会や関係機関との連携

・学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく。

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」）に含めて報告する。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア 重大事態（P9 教育委員会への報告 ア～エ）

イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

ウ 被害生徒にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

- 必要に応じて、指導主事やSSW、SC等を派遣してもらう。
- 必要に応じて、こども家庭課や富士児童相談所、富士警察署、医療機関との連絡・調整を行う。

3 未然防止

いじめ問題については、いじめが起らない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方を重要視する。そのためには、学校や学級に生徒の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通して、生徒がいじめに向かわない態度や能力を育てていく。

(1) 未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行う。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。

② 生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を年間計画の中に位置付ける。

- 生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（生徒会が主体となった取組）
- 生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
- 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

③ 生徒の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解を図る。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）

- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」というような思いを伝える。また、学級のルールを、生徒が納得した上でつくっていくようにする。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行う。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行う。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育む。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育む。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させる。
- 特に配慮が必要な生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での個別支援を、保護者と連携して行う。その際、周囲の生徒に対する必要な指導も行う。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む。
- 学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

④ 生徒を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付け、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていく。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校運営協議会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- いじめに関するテーマの「子育て講演会」の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、生徒が「多くの人から認められている」という思いを得られるような取組を行う。

4 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が生徒のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要である。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

- ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。
- ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のよう形態などがある。

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性も考えられる。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要がある。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして意識的に行い、積極的に活用する。

① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、生徒と同じ空間にいる時間を増やすことを心がける。
- 「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。（平成30年5月改定「富士市いじめ問題対応ガイドライン」参照）

② 個人ノートや予定帳

- 個人ノートや予定帳の3行日記等でのやりとりを通して、生徒と信頼関係を築く。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施する。

③ 教育相談

- 生徒を対象にした教育相談を年3回実施する。
- 相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談もできるようにする。

④ アンケート

- いじめに関するアンケート調査を毎月実施し、現状把握に努める。

- いじめやいじめの疑いがある場合は、臨時のアンケート調査を行う。
- 必要に応じて、行事の前に学級の課題や雰囲気などを調査する場合もある。

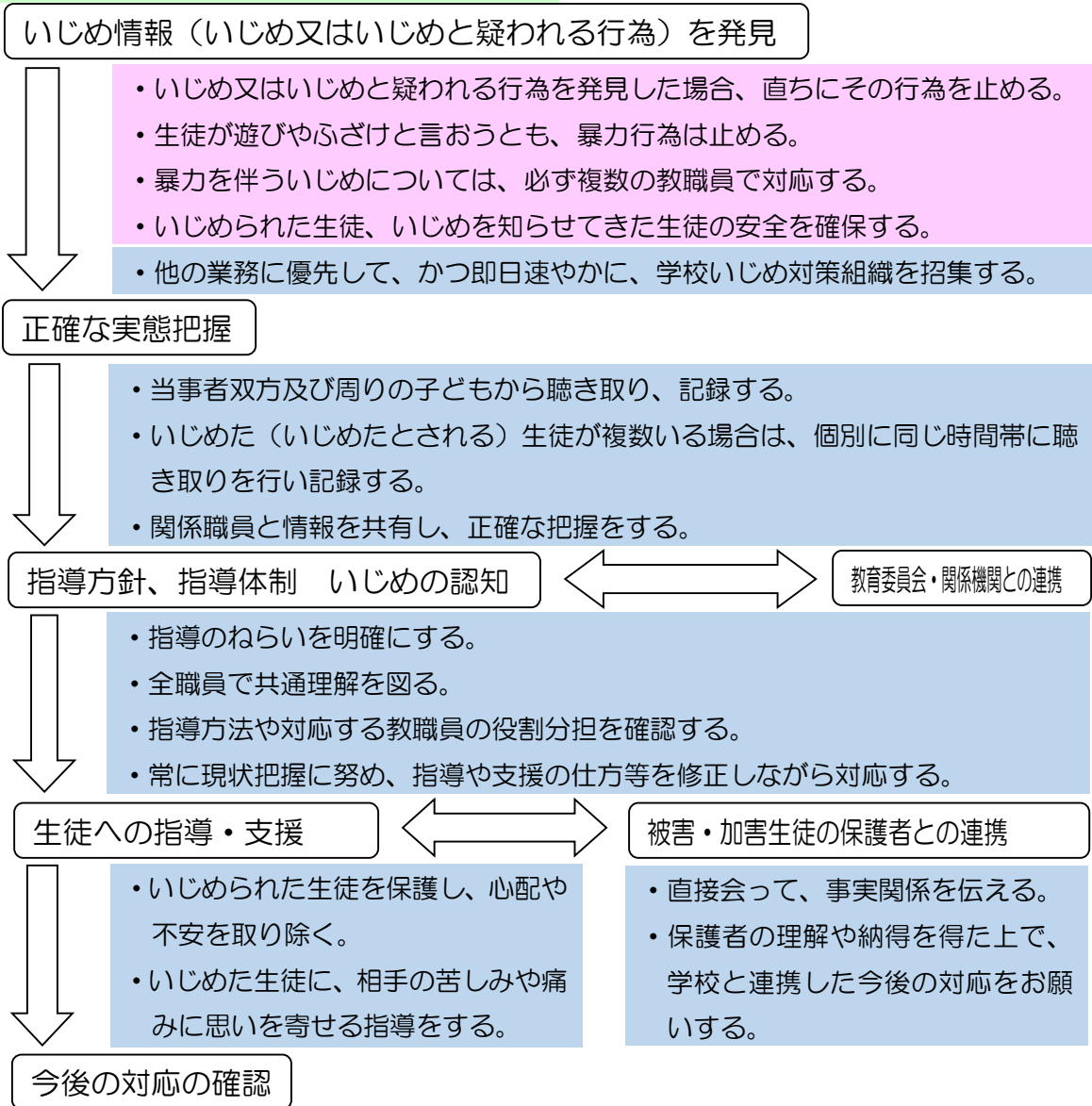
(3) 相談しやすい環境づくり

- 生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を生徒や保護者に周知する。
- いじめについて相談できる窓口が掲載されているリーフレットを掲示するなど、生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておく。

5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。いじめ対策委員会で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていく。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめられている生徒・いじめの情報を伝えた生徒の安全確保

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている生徒やいじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等はいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒と保護者への支援

＜生徒への支援＞

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

＜保護者への支援＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
- カ 聴き取り調査やアンケート調査等で新たに分かった情報は、適切に保護者に伝える。

②いじめた生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜生徒への指導・支援＞

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させる。
- ウ 生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜保護者への対応＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
(いじめた生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの生徒に対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている生徒の気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行う。

(1) ネット上のいじめとは

- ・スマートフォン、携帯電話やパソコン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。 ※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略

「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務省

無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられる。

- ・特定の生徒に対し、その生徒の発言だけを無視する。
- ・その生徒にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・その生徒以外とグループを作り悪口を言う。
- ・その生徒を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながる。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要。

① 学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていく。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
- 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行う。

② 保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられた。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の利用者が18歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が出るといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているということ。
- 生徒の発達の段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方（ルール）を、生徒と一緒に話し合ってもらおう。

【参考】発達の段階に応じた家庭のルールづくり

段階	対応策	各段階でのルール例
STEP 1 初めての インター ネット期	利用時間を家庭で決める 生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間を話し合っ て決める。この段階では、閲覧の みに制限する。	<input type="checkbox"/> ゲームとネットを合わせて使っているのは1日__分まで。 <input type="checkbox"/> 保護者に断って、近くで使う。食事中や車の中では使わない。 <input type="checkbox"/> 夜__時以降は使わない。リビングで充電する。
STEP 2 インターネット レベルアップ期	家族限定でコミュニケーション 利用時間のルールを守れ、使い 方にも慣れたら、家族間でメール をやりとりをする。文章の書き方 など、上手な気持ちの伝え方をア ドバイスする。	<input type="checkbox"/> 家の中ではリビングで使う。 <input type="checkbox"/> 話しかけられたら手を止め対応する。 <input type="checkbox"/> 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしない。 <input type="checkbox"/> 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談する。 <input type="checkbox"/> 公共の場で利用するときは、ルールやマナーを守る。
STEP 3 SNS デビュー期	友人知人とのやりとりもチェックを メールの利用に慣れたら、仲の よい友人や知人に限り、SNSや メールを許可する。 家庭内のコミュニケーションを 保ち、ときどきやりとりの様子 を見せてもらう。	<input type="checkbox"/> 自分や友達の個人情報（名前・住所・学校名など）写真はネットに公開しない。 <input type="checkbox"/> メールやSNSは、実際に会ったことのある友達だけにする。 <input type="checkbox"/> 自分が言われて嫌な事や悪口は、SNSやメールで送らない。 <input type="checkbox"/> 目的をもって利用する。目的を終えたらスマホから手を放す。

保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること」内閣府

＜早期発見の観点から＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談する。

(3) 早期発見・早期対応

(ネット上のいじめを発見した場合)

- ①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為
 - ②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される
 - ③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される
- 以上のことを、いじめた生徒及び保護者にしっかりと伝える。

①事実を把握する

- ア 被害にあった生徒や関係している生徒から詳細を聞き取り、事実を確認する。

- イ 生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影する。
- エ 被害にあった生徒と書き込み等を行った生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

②書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った生徒が、書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）参照